

# 金融庁の1年

(平成13事務年度版)

平成14年7月

金融庁

## はじめに

金融庁が、平成12年7月1日に発足して以来、2年が経過しました。

金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正に行政を行っています。

平成13事務年度(13年7月～14年6月)においては、いわゆる「骨太の方針」(13年6月)、「改革先行プログラム」(同10月)、「早急に取り組むべきデフレ対応策」(14年2月)等を踏まえ、不良債権問題の抜本的な解決や証券市場の構造改革といった施策に積極的に取り組みました。また、本年4月からのペイオフ解禁に向けた環境整備を進めました。

具体的には、

- (1) 金融システムの健全性・安定性確保のためには、不良債権処理の促進が引き続き重要な課題であるとの観点から、不良債権の最終処理(オフバランス化)の一層の加速、特別検査の実施、RCCによる不良債権の時価買取り等の実施、企業再生への取組み等を行いました。
- (2) 個人投資家の積極的な市場参加のための環境整備を図り、証券市場による直接金融の機能を高めるために「証券市場の構造改革プログラム」(13年8月)等を踏まえ、証券決済システム改革法案の提出、空売り等への総合的な取組み、上場投資信託(ETF)の範囲の拡大等を行ったほか、株式等譲渡益課税についても改革を要望し、見直しが行われました。
- (3) ペイオフ解禁に向けた環境整備として、的確な検査・監督を通じ金融機関の健全性の確保に努めるとともに、預金者への積極的な広報の推進等を進めました。

本冊子は、上記の施策も含め、金融庁の発足後二年目の様々な取組みについてまとめたものです。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各般にわたる金融行政に対する国民の一層の理解が得られ、金融行政に対する信頼の向上につながれば幸いです。

平成14年7月

金融担当大臣

柳澤 伯夫

#### 本冊子の記載内容について

- 1 本冊子は、平成13年7月1日から14年5月31日までの金融庁の活動について記載しています。なお、一部の項目では14年6月の活動についても盛り込んでいます。
- 2 証券取引等監視委員会の活動については、別途その活動状況を取りまとめている（「証券取引等監視委員会の活動状況」参照）ことから、本冊子には記載していません。